

「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の顕著な普遍的価値の証明のための類似資産比較研究調査委託業務について、次のとおり企画提案書の提案者を募集しますので公告します。

平成24年1月18日

世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会
会長（奈良県知事）荒井正吾

1 業務の内容

（1）業務名

「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の顕著な普遍的価値の証明のための類似資産比較研究調査委託業務

（2）募集する業務の内容

平成22年度に実施した「類似資産比較研究基礎調査」では、アジア・太平洋地域を中心として世界遺産（暫定一覧表記載物件含む）を対象に、類似資産を広く網羅的に抽出し、その基礎データを整理した。今年度は、この調査結果に基づき、さらに絞り込みを行い、詳細な比較研究調査を行う。

（3）委託額（上限額）

4,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

（4）委託期間

契約締結の日から平成24年3月30日（金）まで

（5）担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

奈良県地域振興部文化・教育課 文化財企画係内

世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会事務局

住所 〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県庁4階

電話 0742-27-2054

（6）企画提案説明会の開催

委託業務の内容、仕様書、選定方法、評価方法、評価基準等についての説明を行うとともに質疑応答を受け付けます。

日時：平成24年1月23日（月） 午後1時30分から午後2時30分

場所：奈良市登大路町30番地

奈良県庁3階 31会議室

※説明会の参加を希望する場合、平成24年1月20日（金）午後5時までに「説明会参加申込書」により申し込んで下さい。

2 提案資格等

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- ②会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による会社更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ③平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- ④平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑤民間企業、N P O 法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を適確に遂行するに足りる能力を有するものであること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- ⑥国税、県税及び市町村税について滞納がない者であること。
- ⑦本企画提案及びその後の委託契約に、不正又は不誠実な行為がないことを誓約できる者であること。

3 公募手続きの日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所
説明会への 参加申込	平成24年1月20日（金） 午後5時まで	奈良県地域振興部文化・教育課 〒 630-8501 奈良市登大路町30 FAX : 0742-22-7215 E-mail:bunka-naraken@mahoroba.ne.jp

説明会の開催	平成24年1月23日（月） 午後1時30分～2時30分	奈良市登大路町30 奈良県庁3階 31会議室
参加意向申出 書の受付	(持参の場合) 平成24年1月27日（金）ま での午前9時～午後5時。 (郵送の場合) 平成24年1月27日（金） 午後5時到着分まで受け付けま す。	奈良県地域振興部文化・教育課 〒630-8501 奈良市登大路町30 TEL：0742-27-2054
提案書に關す る質問の受付	平成24年1月25日（水） 午後5時まで	奈良県地域振興部文化・教育課 〒630-8501 奈良市登大路町30 FAX：0742-22-7215 E-mail:bunka-naraken@mahoroba.ne.jp
提案書提出期 限	(持参の場合) 平成24年2月1日（水）ま での午前9時～午後5時。 (郵送の場合) 平成24年2月1日（水）午後 5時到着分まで受け付けます。	奈良県地域振興部文化・教育課 〒630-8501 奈良市登大路町30 TEL：0742-27-2054
提案書の特定	平成24年2月上旬	

上記の期間は、土曜、日曜及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

4 その他

詳細は、募集要領によります。募集要領は、奈良県地域振興部文化・教育課（奈良県
庁4階）で配布するほか、奈良県地域振興部文化・教育課ホームページ
(http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-1642.htm) からでもダウンロードできま
す。